パテントプール

特　　許　　庁
（社）発明協会アジア太平洋工業所有権センター

目　　次

Ⅰ　パテントプール総論 …… 1
1　パテントプールとは何か …… 1

2　パテントプールの現状と背景 …… 2
（1）技術の複雑化 …… 3
（2）プロパテントの潮流 …… 4
（3）経済のグローバル化 …… 4

3　パテントプールの特徴とメリット・デメリット …… 5
（1）ライセンス関連業務の簡素化 …… 5
（2）紛争回避 …… 5
（3）市場拡大 …… 6
（4）ロイヤルティ金額の低減 …… 6

4　形成の流れ …… 7
ＩＳＯ規格の制定プロセス …… 7
（1）新作業項目（NP）の提案 …… 8
（2）作業原案（WD）の作成 …… 8
（3）委員会原案（CD）の作成 …… 8
（4）国際規格原案（DIS）の照会及び策定 …… 8
（5）最終国際規格案（FDIS）の策定 …… 8
（6）国際規格の発行 …… 9
パテントポリシー …… 9
パテントプールの形成プロセス …… 11
（1）IPR 検討グループの組織化 …… 14
（2）必須特許の選定 …… 14
（3）ライセンス会社の選定または設立 …… 14
（4）ライセンス条件の決定 …… 15
（5）独占禁止法 当局 に対する事前審査手続き …… 15

5　ライセンス会社の形態と契約の構成 …… 16
（1）当事者として関与する形態（当事者型） …… 16
（2）代理人として関与する形態（代理人型） …… 17

6　ライセンス会社の役割 …… 19
（1）ネゴシエーション …… 20
（2）ロイヤルティ・マネジメント …… 20

（３）マーケテイング …… 20
（４）ソリューションの提供 …… 20

７　対象特許の選定 …… 21

８　ロイヤルティの決定と分配 …… 21
（１）ロイヤルティの決定 …… 21
（２）ロイヤルティの分配 …… 22

９　ロイヤルティからの控除項目 …… 23

Ⅱ　パテントプールの具体例 …… 24
ＭＰＥＧ２パテントプール …… 24
１ ライセンス会社設立の背景 …… 24
２ ライセンスの機構と条件 …… 25
３ ロイヤルティの分配 …… 26
４ 現状 …… 26
３Ｇパテントプラットフォーム …… 26
１ 形成の背景 …… 26
２ 形成の経緯 …… 27
３ パテントプラットフォームの構成 …… 28

Ⅲ　パテントプールの課題 …… 30
１　アウトサイダー問題 …… 30
２　ホールドアップ問題 …… 30

Ⅳ　パテントプールを理解するための基礎知識 …… 33

Ⅰ　パテントプール総論

1　パテントプールとは何か

パテントプールの定義はいくつかあるが、米国特許商標庁によれば、パテントプールとは、「2 またはそれ以上の特許保有者間における、1 またはそれ以上の特許を、相互にまたは第三者に対してライセンスする合意[1]」である。この定義によれば、パテントプールのイメージは図１のようになる。

図１：米国特許商標庁の定義によるパテントプールのイメージ

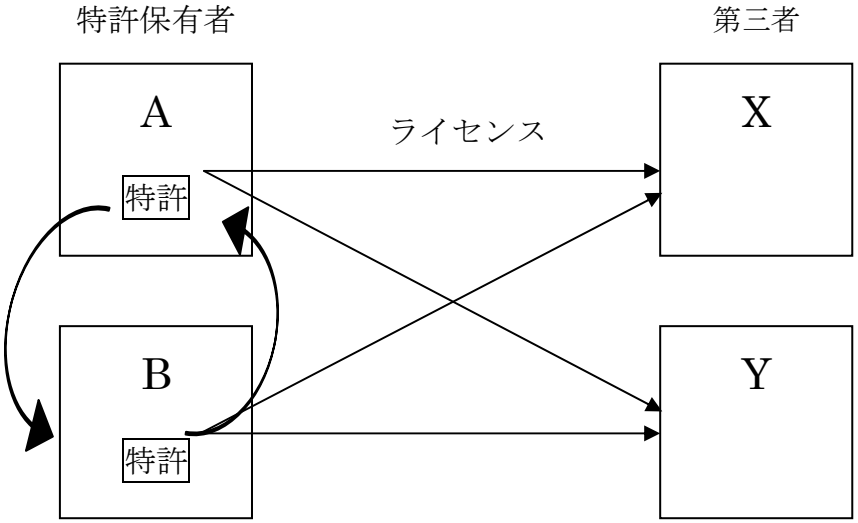

一方、日本国公正取引委員会[2]によれば、パテントプールとは、「特許等の複数の権利者が、それぞれの所有する特許等又は特許等のライセンスをする権利を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう[3,4]」とされる。この場合のイメージは図 2 のようになる。

1 USPTO (2000), 'PATENT POOLS: A SOLUTION TO THE PROBREM OFACCESS IN　BIOTECHNOLOGY PATENTS? '

2 独占禁止法を運用するために設置された行政委員会。委員長と４名の委員で構成される合議制の機関で、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行う。内閣府の外局。

3 公正取引委員会(1999)　「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」

4 公正取引委員会(2005)　「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」

図２：日本国公正取引委員会の定義によるパテントプールのイメージ

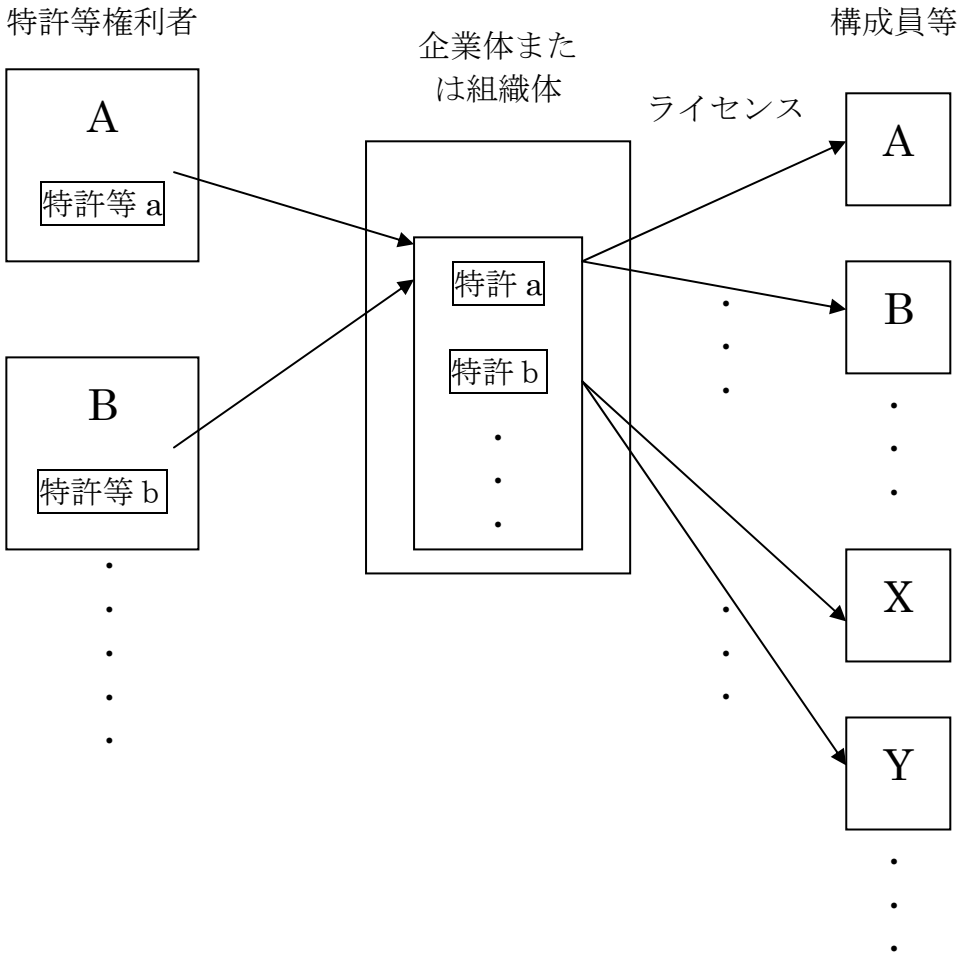

これらの２つの定義を比較すると、パテントプールの基本的構造については米国特許商標庁の定義のほうが、より包括的な概念になっている一方で、対象となる権利については日本国公正取引委員会の定義のほうが、より幅広く捕らえていることがわかる。現在までに実際に形成されてきたパテントプールを概観すると、特許を保有する者を含む複数者間において、何らかの組織を通じて包括的に特許のライセンスとその対価の授受についての契約関係の束として構成されているので、２つの定義はおおむね同様の実態を踏まえた定義であると言える。

2　パテントプールの現状と背景

現時点で形成されているパテントプールであって、一般消費者にも馴染み深く、また影響の大きいものとして、MPEG や DVD の規格[5]に関するパテントプールがあるが、

5 与えられた状況において最適な程度の秩序を達成することを目的に、諸活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を、共通的に、かつ、繰り返し使用するために定める文書であって、合意によって確立され、かつ、公認機関によって承認されたもの（ISO/IEC17000 の定義）。産品又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務づけられていないもの。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要

パテントプールが形成される技術領域は、音声または画像の圧縮技術、移動体通信技術、パソコンの接続技術、携帯電話および IP 電話における音声コーディング技術などの分野にわたっている。

現在、産業界からパテントプールが大きな注目を集めているが、その背景には、以下のように、技術の複雑化、プロパテントの潮流、経済のグローバル化などの事情が横たわっている。

（1）技術の複雑化

従来、商品開発、技術開発といえば、自社内でそのプロセスが完結することが当たり前であり、新製品を売り出す場合には、関連する技術については計画的に権利化の努力を行い、特許網として自社の特許ポートフォリオと充実させることが通常の特許マネジメントであった。

ところが近年、オープン・イノベーションという言葉で表現されるように、技術開発が自社内のみのクローズドな環境では完結せず、他社が開発した技術を必要とする局面や、当初から共同開発や技術提携により、自社外の資源を積極的に用いて技術開発を行うことが必要とされてきた。

特に、規格や標準[6]に関する技術に関してこの流れを検証すると、例えば現在広く普及している CD（Compact Disc）の技術は、1982 年に日本のソニーとオランダのフィリップス社による共同開発の成果として世に出されたが、CD 技術に関するライセンスは、ソニーとフィリップスの共同ライセンスの形式で、合理的なロイヤルティ[7]条件により許諾された。つまり、CD 技術を利用したい企業は、どの国の企業であれ、ソニーとフィリップスの 2 社との関係をクリアすればよいという状況であった。

その後、同じ分野で開発された DVD 技術に関しては、関連商品を製造、販売するためにライセンスを受けようとする企業は、6C パテントプール、3C パテントプールおよびトムソン社のそれぞれから許諾を得る必要が生じる。これは、DVD 技術と CD 技術とを比べると、後者の開発に関わった企業数が前者のそれよりも格段に多いことを意味するが、別の見方をすれば、技術が高度化、複雑化した結果、さまざまな要素技術を集積することによってはじめて、商品化を実現できる技術分野であると言うこともできる。

このような状況を背景として、近年では先端技術が早い段階で標準化[8]される動きが顕著になってきている。

以上のように、オープン・イノベーションを必要とする技術の複雑化と、これに伴う標準化の必要性が、パテントプールに注目が集まる理由のひとつとなっている。

件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる（任意規格: WTO/TBT の定義）。出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

6 標準化により制定される取決め。規格ともいう。強制的なものと任意のものが存在し、一般的には任意規格を指す。出所 http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

7 特許発明の実施権を得る対価のこと。ライセンス料とも呼ばれる。通常は、製品価格に対するパーセンテージ、または一単位あたりの金額として決定される。

8 実在又は潜在の問題に関し、与えられた状況の下で最大限の秩序を実現するため、共通かつ繰返し使用するための取決めを確立する活動（ISO/IEC ガイド 2）。自由に放置すれば多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化する行動。具体的には、様々な「もの」や「事柄」について、「品質・性能の確保」、「安全性の確保」、「互換性の確保」、「試験・評価方法の統一」等を目的に、一定の基準を定めること。出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

（2）プロパテントの潮流

米国においては、80 年代の経済停滞への処方箋として、ヤングレポート[9]がプロパテント政策を提唱し、これによりその後の好況が実現されたと言われているが、わが国でもいわゆる「失われた 10 年」を取り戻す方策としてプロパテントの方向性が注目され、2002 年に策定された知的財産戦略大綱により、知的財産立国が標榜された後、現在に至るまで立法、司法および行政の各分野においてプロパテントの潮流が続いている。

さらに、2006年6月に公表された「知的財産推進計画[10]2006」では、「第3章　知的財産の活用―Ⅱ．国際標準化活動を強化する」において、「我が国の製品が海外で広く利用されることを可能とするとともに、我が国の企業・大学等が有する知財の価値を最大化するために、国際標準化活動は有益かつ重要な活動である。このため、諸外国が策定した国際標準を利用するという受身の姿勢を改め、我が国発の技術標準が国際標準として採用されるよう産学官が協力し、戦略的に国際標準化活動を強化することが必要である。また、技術標準に関わる知財のライセンスを円滑に行うことは重要な課題である。このため、ライセンサの権利保護とライセンシによる円滑な技術利用とのバランスのとれた知財権の取扱いルールを整備する必要がある。」という問題意識の下に、１．国際標準化総合戦略を策定する、２．国際標準化活動を展開する、３．標準化活動を行う人材を育成する、４．技術標準に関連する知的財産の取扱いルールを整備する、という具体的な目標が提示されている。

プロパテントの流れは、一般に特許権[11]を保有する者の権利強化を意味するため、開発した技術の法的保護が充実する反面、その技術を利用したい企業にとっては参入障壁が高くなる効果が生じる。ところで、オープン・イノベーションの時代には、ある技術に関する特許権を１社が独占することが少なく、標準化に伴い、技術標準にかかる特許権者が多数にわたるため、プロパテントにより強化された特許権を互いに主張するだけでは、産業活動を円滑に遂行することが困難となる。このような状況を踏まえれば、先端技術分野においては、中核的技術を開発してもなお、他社からのライセンスを得なければ商品化がおぼつかない、ということができる。単に標準化を行うだけでは、関連する多数の特許権の権利処理問題が発生し、策定した技術標準が使いづらいものとなってしまう。そこで、ある技術に関する権利者と利用者の利害のバランスを取る仕組みとして、パテントプールが重要な役割を果たすようになってきたのである。

（3）経済のグローバル化

技術には国境がなく、企業の国籍に関係なく製造、販売の地域が国際化する中、貿易についての国際ルールが整備されてきており、GATT 体制、WTO 体制として進化を遂

9 1985 年に、米国大統領の諮問委員会「産業競争力委員会：President's Commission on Industrial Competitiveness」により公表された、米国の競争力に関する報告書。正式名称は「Global Competition The New Reality」だが、委員長の J. A.Young 氏の名にちなんで、ヤングレポートと呼ばれる。新技術の創造や実用化、保護などを提言したことから、米国の政策をプロパテントにシフトさせる契機になったとされる。

10知的財産基本法第 23 条に基づき政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画。2003 年 7 月に正式名称「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」として公表されて以来、毎年改訂されている。

11 新規な発明を創作した者に、その発明の公開の代償として与えられる独占権。特許権を取得するためには、特許庁に特許出願を行い、審査を経て設定の登録を受けなければならない。主な登録の要件として新規性、進歩性などがある。設定登録された発明は特許発明と呼ばれる。特許発明の技術的な範囲は、特許請求の範囲に基づいて定められることとされている。

げてきた。TRIPs 協定[12]では、特許を含む知的財産権の行使について、最低限従うべき条件が定められているものの、いわゆる属地主義の下で特許権者の権利行使のあり方は、各国法に委ねられてきたが、国際規格とは異なる国内規格を義務付ける行為は、国際貿易に不必要な障害をもたらすとともに、WTO/TBT 協定[13]違反になるおそれがある。このような状況下では、ある技術に関する特許権者と利用者との利害対立の問題が生じることとなる。

その調整の仕組みとして、国際的に承認され得るパテントプールの構造が適しているということができる。特に、後述するようにパテントプールの共通ルールである、必須特許のプーリングと RAND 条件（非差別的かつ合理的な条件によるライセンス）は、国際的にも受け入れられ得るルールであると言える。

3　パテントプールの特徴とメリット・デメリット

パテントプールが有する特徴に対し、それがメリットとなるかデメリットとなるかについては、立場によって評価が変わる。以下では、パテントプールの特徴ごとに、ライセンサ企業の立場とライセンシ企業の立場に分けて、メリット･デメリットを説明する。

（1）ライセンス関連業務の簡素化

価値ある技術、とくに標準に係る技術については、それをライセンシとして利用したいと考える企業が多数にわたる場合がある。このような場合に、ライセンサ企業がライセンシ企業の発掘や、各ライセンシ候補企業と個別に、ライセンス条件の交渉、契約書の作成、実施数量の監査、ロイヤルティ・フィーの徴収などを行うことは、大きな事務負担コストが伴うため、実質的なライセンス収入を低減させる要因となる。

パテントプールにおいては、このような事務負担の一切をライセンス会社が引き受けるため、ライセンス企業はライセンス会社との間で契約を結ぶ負担だけで、ロイヤルティ収入を得ることとなる。

このような、事務負担の低減はライセンサ企業にとって、大きなメリットである。

また、ライセンシ企業が各特許権者に対しライセンス条件の交渉、契約書の作成、実施数量の報告、ロイヤルティ・フィーの支払いなどを個別に行うことは、大きな事務負担が伴うため、実質的な技術導入コストを引き上げる要因となるため、事務負担の低減はライセンシ企業にとっても、大きなメリットとなる。

（2）紛争回避

ある特許権を保有する企業が、ライセンシ候補企業と個別にライセンス契約を結ぶ交渉を行おうとする場合、ライセンス条件の交渉以前に、そもそもライセンシ候補企業が

---

12 知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定。世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書ＩＣに規定される協定。内容として、特許、意匠、商標、著作権、集積回路の回路配置、非公開情報の保護等、広範な知的所有権について保護基準を定める保護規範と、知的所有権の行使に伴うルールを定めている。出所　http://www.tokugikon.jp/dic/index.html

13 標準化を含む基準認証制度に関する国際的な枠組み。各国の基準認証制度〔強制規格（強制法規における技術基準）、任意規格、適合性評価制度〕が正当な目的（安全、健康保護等）を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことの確保を目的とし、そのため、規格等作成の際の透明性の確保、国際規格の使用、制度適用に当たっての内外無差別原則等を義務づけている。出所 http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

利用する（している）技術が、当該特許権のライセンスを必要とするものであるか否か、また、仮に必要であるとしても、当該特許権が有効なものであるか否か、が論点となる。

パテントプールにおいてプールされる特許権は、一応有効なものであるとの前提で、対象技術にとって必須のものが選定され、全体として一括して合理的な条件でライセンスされるため、ライセンシ候補企業にとっては、仮に必須でなく、有効でない特許権がプールに含まれているとしても、合理的な条件で一括してライセンスを受けることができるため、これらについて争うよりも、むしろ黙認するほうが経済合理性の高い選択である場合が多いと考えられる。

結果として、ライセンス交渉に伴う紛争を回避できるメリットが生じる。

（３）市場拡大

一般に、技術標準が決定され、パテントプールが形成されると、その技術標準・規格に対応した商品が複数の企業から市場に供給され、技術標準・規格によって担保された互換性や相互接続性のために、急速に普及することが期待できる。

このような市場拡大の効果は、ライセンサにはライセンス収入の増大として、またライサンシにとっては売り上げの増大として、いずれもメリットとして評価されることとなる。

この観点は、パテントプールの特徴というよりは、むしろ技術標準を決定することのメリットということができるが、後述するように①ライセンスアウトされる可能性の小さい特許、または高額なライセンスフィーが要求される特許に関連する技術を技術標準に取り込むことは実施の障害となり、技術標準の空文化を招くことから一般にパテントプール形成を伴うものであること、②自社が保有する技術のうち、どこまでを技術標準として開放し（さらには、パテントプールに供出し）、どこまでを特許権で独占するのか、という判断は、特定の技術標準の下での競争戦略にかかわる重要な問題であること、などから技術標準の策定とパテントプールの形成とは密接な関係があるため、メリット、デメリットを考える上で、十分留意する必要がある。

（４）ロイヤルティ金額の低減

技術標準に関連する特許権は多数にわたるため、関連する技術を利用しようとする企業（ライセンシ企業）が、単純に特許権一件ごとに支払うべきロイヤルティ・フィーを合算すると膨大な金額となる。このため、パテントプールにおいては一般に、ライセンシ候補企業がパテントプールに参加するインセンティブを損なわないよう、支払うべき対価につい合理的な範囲に収まるようなシーリングを定める仕組みを備えている。

この状況は、ライセンサ企業から見れば、ロイヤルティ収入の最大化を目指す戦略（すなわち、各ライセンシ企業から個別に最大限度のロイヤルティ支払いを受けるよう振る舞う選択）と比較して、各ライセンシ企業から受け取るロイヤルティ収入が相対的に低いものとなるため、この点のみを評価すればデメリットということになる。

これに対し、ライセンシ企業の立場からは、ライセンシ企業が各特許権者に対し、ライセンス条件の交渉を個別に行い、技術導入をする場合と比べ、ロイヤルティ・フィーの支払い総額は少なくなるというメリットが生じる。

ところで、消費者の立場はどうであろうか。商品価格には必要な技術の導入コストが反映されるため、パテントプールの形成によりライセンシ企業のロイヤルティ支払い額が低減することは、一般に商品価格の低減として、消費者のメリットになるものと考えられる。

以上のように、技術標準に関連する特許権を有する企業は、ライセンサ企業となるメリット・デメリットを考えて、パテントプールに参加するか否かを判断することとなる。

一般的には、ある技術に係る特許権を供出してパテントプールを形成し、ライセンシ候補企業にパテントプールへの参加を促す選択は、自ら開発した技術を標準化して市場における優位性を追求することができ、関連するマーケットが拡大する結果として、ロイヤルティ収入の追求もできるというメリットがある。

この状況は、当該特許権者が当該技術を利用して商品を製造、販売する事業会社である場合には、パテントプールに参加するライセンシ企業の立場ともなり、他社が供出した特許権を合理的な条件で利用できることとなるため、パテントプールに参加するインセンティブはいっそう高くなるものと考えられる。

これに対し、特許権者が研究専業の企業である場合には、上述のライセンサ企業としてのメリットとデメリットとが拮抗する場合があり、必ずしもパテントプールに参加することを選ぶとは限らない。DVD の規格におけるトムソン社の立場は、これにあたるものと考えられる。

一方、ライセンシ候補企業の対場からは、一般にパテントプールに参加することについて大きなデメリットはないと言える。

4　形成の流れ

パテントプールの形成のプロセスについては、特にルールがあるわけではない。参考として ISO[14]規格の制定プロセスを参照しつつ、これと平行してパテントプールが形成される場合の一般的なプロセスを紹介する。

＜ISO 規格の制定プロセス＞

ISO 規格は、以下の 6 段階を経て作成され、36 月以内に国際規格の最終案がまとめられることとなっている[15]。

（１）新作業項目（NP: New Proposal）の提案
（２）作業原案（WD: Working Draft）の作成
（３）委員会原案（CD: Committee Draft）の作成
（４）国際規格原案（DIS: Draft of International Standard）の照会及び策定

14 代表的な国際標準化機関の一つ。各国 1 会員だけが参加でき、国家規格機関の世界的連盟となっている。中央事務局はスイスのジュネーブに置かれている。ISO の目的は、製品やサービスの国際協力を容易にし、知的、科学的、技術的及び経済的活動分野における国際間の協力を助長するために世界的な標準化及びその関連活動の発展促進を目指すことにある。活動範囲は、国際電気標準会議(IEC)の担当する電気・電子技術規格及び国際電気通信連合(ITU)の担当する電気通信技術規格を除いたすべての分野としている。出所 http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

15 日本工業標準調査会 HP　http://www.jisc.go.jp/international/iso-prcs.html

（５）最終国際規格案（FDIS: Final Draft of International Standard）の策定
（６）国際規格の発行

（１） 新作業項目（NP）の提案

新作業項目（NP）の提案とは、各国加盟機関、専門委員会(TC: Technical Committee) / 分科委員会(SC: Subcommittee）の幹事などが新たな規格の策定や現行規格の改定を提案することを指す。この際、中央事務局は各国に提案に賛成か反対かを 3 ケ月以内に投票するよう依頼することとなる。投票結果が一定の要件を満たす場合に、提案が承認されたこととなる。

（２）作業原案（WD）の作成

作業原案（WD）とは、（１）の NP の提案に対応する検討用の原案が、提案の登録時に提示されている場合にはそれを指し、提示されていない場合には、提案承認後 6 ケ月以内に提示されるべきものとなっている。

提案の承認後、TC/SC の作業グループ（WG）において、TC/SC の幹事が WD の策定に当たる専門家を P メンバと協議して任命する。ここで P メンバとは、ISO/IEC[16]の専門業務に積極的に参加し、正式に提案された原案と規格案に対する投票の義務を負う参加者を指す。この P メンバが WG において WD を検討作成することとなっている。

（３）委員会原案（CD）の作成

WD は CD 案として登録され、TC/SC の P メンバに意見照会のため回付される。その上で、幹事が中心となり P メンバの意見を踏まえて CD 案を検討し、必要に応じて修正することとなる。

総会でコンセンサスを得るか、 P メンバの投票において 2/3 以上の賛成を得た場合に、CD が成立することとされており、成立した場合には、CD が国際規格原案（DIS）として登録される。

（４）国際規格原案（DIS）の照会及び策定

登録された DIS は TC/SC メンバの他、全てのメンバ国に投票のため回付され、投票が一定の要件を満たした場合に DIS が承認されたものとなる。

承認された場合には、DIS は最終国際規格案（FDIS）として登録される。

（５）最終国際規格案（FDIS）の策定

登録された FDIS を、中央事務局が全てのメンバ国に投票のため回付し、投票が一定の要件を満たす場合に、FDIS は承認されたものとなり、国際規格として成立する。

なお、FDIS が承認されなかった場合には、修正原案が CD、DIS、FDIS に再提出されるなどの対応がなされる。

---

16 IEC: 代表的な国際標準化機関の一つで、電気・電子技術分野に係る標準化を扱うもの。各国 1 会員だけが参加できる。中央事務局はスイスのジュネーブに置かれている IEC は電気及び電子の技術分野における標準化のすべての問題及び関連事項に関する国際協力を促し、これによって国際的意思疎通を図ることを目的としている。また、国際規格開発の他に、その規格を利用して CB スキームなどの認証制度を実施している。
出所 http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

（6）国際規格の発行

国際規格は、FDIS の承認後、正式に発行される。なお、発行期限は NP 提案承認から 36 ヶ月以内とされている。

図３：ISO 刊行物の制定手順

出所：日本工業標準調査会 HP
http://www.jisc.go.jp/international/iso-prcs.html

＜パテントポリシー＞

一般に、ISO 等の標準化機関はパテントプールに対して無関与ないし中立の立場を取り、必須特許に関しては参加者に対してパテントステートメントの提出を促すに留まる。

ここで、パテントステートメントとは、規格策定への参加者が当該規格に関する必須特許を保有していると考える場合に、標準化機関に提出する宣言書を指す。

従来、ITU[17]及び JIS[18]においては、以下の三類型から一つを選択して宣言書を出すこととしていた。

１号：必須特許をロイヤルティ・フリーで許諾する。

２号：必須特許を RAND(Reasonable And Non-Discriminatory)[19]で許諾する。

３号：１号も２号も選択しない。

これに対し、ISO 及び IEC は、単に RAND による許諾を定めるのみであったため、標準化機関の間で知的財産に関するスタンスが異なり、グローバル化する経済状況の中で技術分野、種類により知的財産の取り扱いに齟齬が生じる原因となっていた。

このような状況下で、例えば JIS の制定については、2001 年 2 月に、「特許権等を含む JIS の制定に関する手続について」が、日本工業標準調査会標準分解によって定められていたが、その後、ISO/IEC 及び ITU の国際標準化機関における標準化に係る知的財産の取り扱いを定めたパテントポリシー(Patent Policy)の共通化の動きがあり、これを受けて JIS 制定の手続についても 2006 年 4 月に改定され、共通化が図られている。

現時点での ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシーの概要は以下のとおりである[20]。

① 国際標準の目的は、システムや技術の互換性を世界的に確保するものであり、標準はだれもが利用可能でなければならない。したがって、標準に特許権等が含まれる場合であっても、標準はだれもが過度な制約を受けることなく利用できなければならない

② ISO 及びIEC 並びにITU は、特許権等の証拠、有効性又は適用範囲について権威付け又は理解の情報を与える立場にはない。

③ 入手できる特許権等の情報は、最大限に開示されることが望ましい

④ 標準の開発に参加する者は、標準に含まれる自社及び他社の特許権等（申請中のものを含む）について、標準開発の当初から注意を喚起すべきである

⑤ 標準が開発され、その標準に含まれる特許権等が開示されたとき、次の三つのいずれかが特許権等の権利者より開示され得る

a) 無償で特許権等の実施許諾等を行う交渉をする用意がある

b) 非差別的かつ合理的条件での特許権等の実施許諾等を行う交渉をする用意がある

c) 上記a)又はb)、何れの意思もない

⑥ 上記⑤の開示を行うに当たって特許権等の権利者は、定型様式の特許声明書を用いてISO 又はIEC 若しくはITU の事務局へ提出しなければならいが、定型様式に記載されている選択肢以外の条項や条件や例外事項を特許声明書に追記してはならない

---

17 国際連合に設置された電気通信分野を取り扱う国際機関。この中の電気通信標準化部門（ITU-T）が標準化を主に担っている。出所 http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

18 工業標準化法に基づいて制定される標準。鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進、生産の合理化、取引の単純公正化、使用、消費の合理化を図る等を目的として、鉱工業品の種類、形式、寸法、構造、品質等の要素、また、鉱工業品の生産方法、設計方法、使用方法等の方法、若しくは試験、検査等の方法その他について規定するもの。出所 http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

19 非差別的かつ合理的条件

20 日本工業標準調査会事務局、2007、「ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシー及び実施ガイドラインの発効について」

⑦ 上記⑤の開示においてc)が選択された場合、標準は、その開示された特許権等に依存する規定を含んではならない
⑧ 特許権等の実施許諾等の交渉に関して、ISO 及びIEC 並びにITU は関与しない

＜パテントプールの形成プロセス＞

上述の宣言書において 3 号（ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシーでは⑤ c)）を選択する参加者があった場合（すなわち、必須特許について個別のライセンス交渉により許諾条件を決定するか、または許諾する意思がない、という参加者が存在する場合）、標準化機関は一般に、策定する規格から当該必須特許に係る技術を除外するという対応を取り、これが不可能である場合には、標準化自体が頓挫する場合も生じる。このため、「ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシーの実施ガイドライン」では、以下に概要を示すように[21]、技術標準に関連する技術を対象とする特許権等が存在した場合の対処方針を示している。

① 標準開発の出来るだけ早い時期での特許権等の情報の開示を求める
② 特許権等の情報の提供は、誠実さと最善の努力を基本とする（good faith and best effort basis）。ただし、特許検索は必要としない
③ 標準の開発に参加していない者が特許権等を有していることが判明した場合、標準化機関はその特許権等の権利者に特許声明書の提出を要請する。
④ 標準の制定前又は制定後のいずれであっても、特許権等の権利者が無償、若しくは、非差別的かつ合理的条件による実施許諾等を行わない特許権等が存在することが判明した場合は、該当するTC 等が適切な行動をとれるように各標準化機関は該当するTC等へ通知する
⑤ 特許声明書は特許権等の権利者から該当する標準化機関事務局長へ提出する
⑥ 無償、若しくは、非差別的かつ合理的条件による実施許諾等を行う意思がない旨の特許声明書（“拒否”の特許声明書）を提出する場合、ITU に対しては特許権等の情報の提出が義務付けられ、ISO 及びIEC に対しては特許権等の情報の提出が強く要請される
⑦ TC 等の議長は委員会開催の都度、標準の実施に必要となる特許権等の存在を確認する質問をし、議長がその質問をしたこと、及び、特許権等の存在についての回答があったことを議事録に記載する
⑧ 提出された特許声明書はデータベースに記録され、公開される
⑨ 包括特許声明書（General Patent Statement and Licensing Declaration）は、ITU でのみ使用される
⑩ 特許声明書の様式には、“無償”、“非差別的かつ合理的条件”及び“拒否”の三つのチェックボックスを設定した

このような背景の下でパテントプールの形成は、標準化活動に参加している企業等が標準化活動と平行して、かつ、標準化活動自体とは別に自発的な活動として展開されるものとなる。

21 脚注 20 の文献

パテントプールの形成を、上述の ISO 規格の制定プロセスとの比較で説明するならば、国際規格原案（DIS）が提出された頃に関連する必須特許が把握されるため、これと前後して、（1）自発的なパテントプールの検討主体（IPR 検討グループ）が標準化活動の参加者から組織され、（2）必須特許の選定、（3）ライセンス会社の選定または設立、（4）ライセンス条件の決定、そして必要に応じて、（5）独占禁止法[22]当局に対する事前審査手続き、という流れが一般的である。

22 私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする法律。独占権を発生させる特許法との調整のために、特許法等の産業財産権に基づく権利行使には独占禁止法を適用しない旨の規定がある（第 23 条）。

図４　パテントプールの形成プロセス

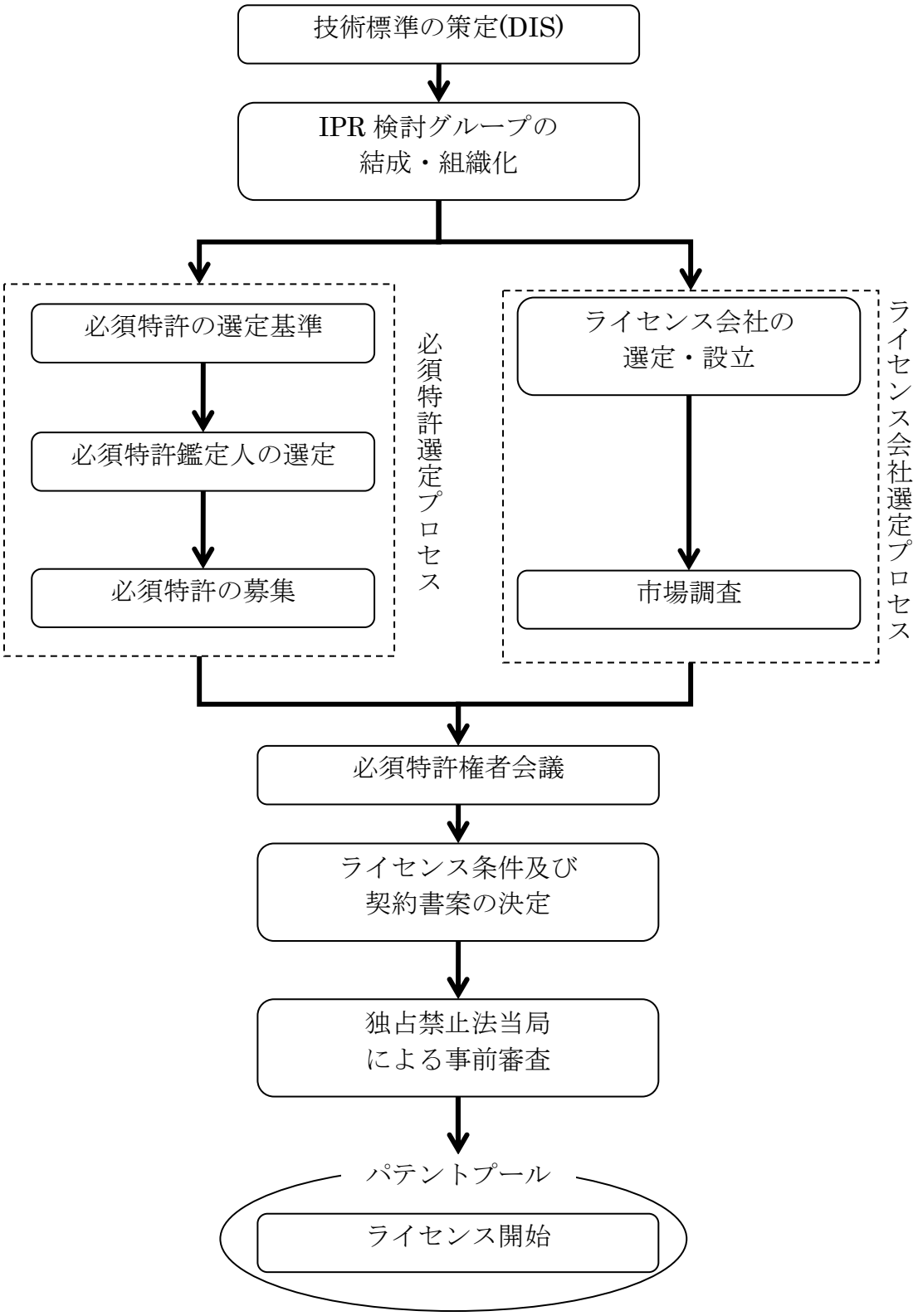

出所：加藤恒(2006)「パテントプール概説」発明協会

（1） IPR 検討グループの組織化

ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシー②に規定されているように、一般に国際標準化団体（ISO 及び IEC 並びに ITU） は、「特許権等の証拠、有効性又は適用範囲について権威付け又は理解の情報を与える立場にはない」というスタンスを堅持しており、標準に含まれる特許等が判明した場合には、特許権者から特許声明書が提出されることを強く要請するのみである。このため、ライセンサ候補およびライセンシ候補から構成される、自発的な団体として発足する IPR 検討グループを中心として、次の②以下のプロセスが推進されることとなる。

発足した IPR 検討グループの当初の課題は、技術標準のうちどの部分についてパテントプールを形成するのか、という範囲の決定であり、さらに、その範囲が決定した場合に、とうがいパテントプールにおける必須特許権の選定基準の策定を行う必要が生じる。

（2） 必須特許の選定

必須特許を選定するにあたっては、技術的必須特許(Technically Essential Patents)のみを採用するか、これに商業的必須特許(Commercially Essential Patents)をも含むのか、という観点が生じる。

また、標準に対応する製品の種類に応じて異なる対応をとるか、一律の対応とするか、という意思決定も必要となる。

これらの事項はライセンス候補とライセンシ候補との間で直ちに利害が対立するものであり、またライセンサ候補間でも利害の一致を見ない場合が生じるため、困難な調整を繰り返すこととなる。

選定基準の決定と並行して、第三者的、公平な立場から必須特許を選別する「必須特許鑑定人」を選定しなければならない。これまでのパテントプールでは、弁護士、弁理士または中立的な鑑定機関がこの役目を担っている。このような鑑定機関としては、3G パテントプラットフォームにおいて日・米・欧の弁理士を中心にコンソーシアムとして構成された IPEC(International Patent Evaluation Consortium)や、2006 年 5 月から開始された日本知的財産仲裁センター[23]における必須特許の判定制度が知られている。

（3） ライセンス会社の選定または設立

パテントプールが対象とする技術分野に対応できる既存のライセンス会社が存在する場合、関係者が同意すれば業務を委託することがあり得るが、多くの場合、ライセンス会社は必須特許権者を中心とするパテントプール関係者が出資して、設立することとなる。MPEG2 パテントプールにおける MPEG LA LLC（米国）や 3G パテントプラットフォームにおける 3G Licensing Ltd.（英国）がこれに該当する。

23 日本弁理士会と日本弁護士連合会が 1998 年 3 月に工業所有権の分野での紛争処理を目的として「工業所有権仲裁センター」という名称で設立し、同年 4 月 1 日より運営を開始した ADR（裁判外の紛争解決手段）機関。2000 年 8 月に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（ＪＰＮＩＣ）と協定を締結しＪＰＮＩＣに登録しているインターネットで使用するＪＰドメイン名の紛争を解決するための「ＪＰドメイン名に関する認定紛争処理機関」になり、また 2001 年 4 月に名称を「日本知的財産仲裁センター」に改め業務範囲を工業所有権（産業財産権）から知的財産権に拡大した。出所 http://www.ip-adr.gr.jp/enkaku/index.html

（4） ライセンス条件の決定

上述②において必須特許権が選定されることにより、必須特許権者も確定することとなるが、ライセンス条件は、この必須特許権者の合意により決定される。必須特許権者以外のIPR検討グループのメンバまたはライセンス会社がこの意思決定に関与すると、独占禁止法上の問題が生じる恐れがある。

（5） 独占禁止法[24]当局[25]に対する事前審査手続き

パテントプールの形成は、本来競合者となる企業同士が、合意の下にライセンス条件等を決定して、共同で法的経済的行為を行うものであるため、その具体的な取り決めや運営方法次第では、独占禁止法の規定に触れるものとなる場合がある。一般論として言えば、取り決めや運営が、全体として競争制限的であると判断される場合には、独禁当局からの規制を受けることとなる。

この点について日本国公正取引委員会は、標準化活動自体は直ちに独占禁止法上の問題を生じるものではないとしつつ、例えば、①販売価格の取決め、②競合規格の排除、③規格範囲の不当な拡張、④技術提案等の不当な排除、⑤活動への参加制限、というような制限が課されている場合には独占禁止法上問題となる、としている[26]。

また、米国司法省は、パテントプールには競争促進的効果として一般に、①補完的技術の統合、②取引費用の低減、③特許による参入障壁の除去、④特許権侵害[27]訴訟の回避、等が認められるとしつつ、例えば、パテントプールが価格協定や市場分割の手段となる場合には、その正当性に疑義が生じるとしている[28]。

このように、パテントプールの形成にあたっては、それが競争制限的な効果を発揮するものでないよう、具体的な取決めや運用を決定する必要があるが、これを担保するために、独禁当局による事前審査の制度が設けられている。

まず日本では、公正取引委員会が設けている「事業者等の活動に係る事前相談審査制度」により、パテントプール等に係る事前審査が行われる。これは、公表への同意を前提として企業から提出される申請書を公正取引委員会が受理した後に、原則として 30 日以内に独占禁止法等に係る見解を回答するものである。そして、この制度を利用した場合の法的効果は、「法律の規定に接触するものでない旨の回答をした場合においては、当該相談の対象とされた行為について、法律の規定に接触することを理由として法的措置を採ることはない」とされている。これは、事前確認手続に関する閣議決定[29]の枠組み上、行政庁の見解は捜査機関や裁判所を拘束するものではないという原則から、一歩踏み込んだ制度となっている[30]。

---

24 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）

25 日本：公正取引員会、米国：司法省、欧州：欧州委員会。

26 脚注 3 の文献

27 特許請求の範囲の記載に基づいて定められる、特許発明の技術的範囲に含まれる技術を、特許権者に無断で権限なく実施する行為。

28 U.S. Department Justice and the Federal Trade Commission (1995) 'Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property'＜米国司法省および連邦取引委員会(1995)「知的財産のライセンスに関する反トラストガイドライン」＞ http://www.usdoj.gov/atr/public/guidehnes/0558.htm

29 「行政機関による法令適用事前確認手続きの導入について」（平成 13 年 3 月 27 日閣議決定）

30 ただし、独占禁止法に接触するものでない旨の回答後、市況の著しい変化等判断の前提について事情変更が生じた場合には、文書により回答を撤回した後に、当該相談の行為について法的措置を採る場合があることに留意すべきである。

米国の場合には、司法省が所管する「ビジネスレビューレター(Business Review Letter)」の枠組みが、日本と同様の手続、法的効果を生じる事前審査手続である。

また、欧州では、欧州委員会による「コンフォートレター(Comfort Letter)」の手続により、欧州競争法上の規定による訴追を行わない旨の非公式見解を得ることができる。

以上のように3極の独禁当局は、概ね同様の手続き、法的効果の下にパテントプールの適法性について事前に判断することが分かるが、各独禁当局の見解をまとめると以下の5点に集約されるとされる[31]。

① 技術の統合に基づく補完作用があること
② 必須特許に限定されること
③ 必須特許は、公正中立な第三者によって選定されること
④ 個別ライセンスは可能であること
⑤ プールへの参加は任意であること

経済がグローバル化する今日、日・米・欧のいずれの当局に対しても適法性を主張できるパテントプールの仕組みを形成する上で、上記の5点は大いに参考となろう。

5 ライセンス会社の形態と契約の構成

パテントプールの形態には特に制度的制限はないが、設立されるランセンス会社が特許ライセンス関連の契約と金銭の流れをコントロールすることが一般的である。

このライセンス会社が、ライセンス契約について、（1）当事者として関与するか（当事者型)、（2）代理人として関与するか（代理人型）により、パテントプールの形態は大きく2つに分類することができる。

（1）当事者として関与する形態（当事者型）

この形態では、プールされる特許の特許権者（ライセンサ）からライセンス会社に対し、ラブライセンス権付きのライセンスが許諾され、これを前提としてライセンス会社が自らライセンサとしてライセンシ企業と契約を結ぶこととなる。この関係を示すのが図5である。

31 加藤恒(2007)「技術標準とパテントプール」，『標準化にまつわる諸問題、その現状と今後の展望』（（社）日本知財学会2007年度秋季シンポジウム配付資料）

図５：当事者型ライセンス会社によるパテントプール

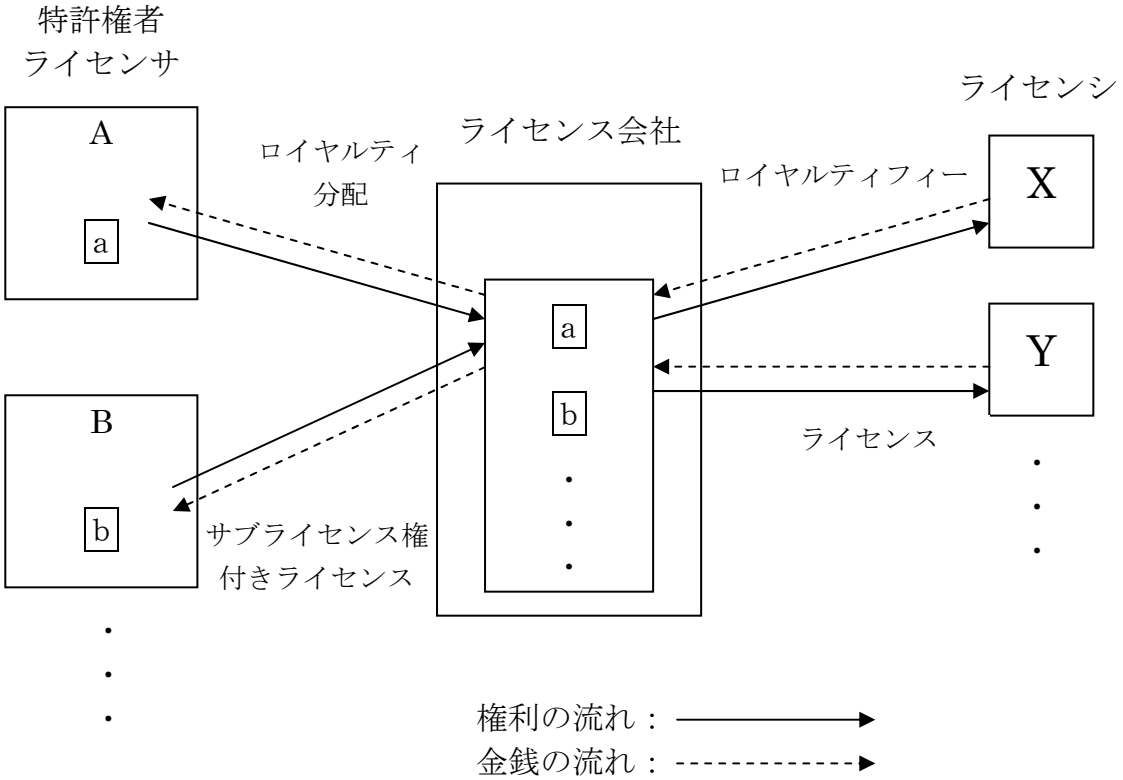

（２）代理人として関与する形態（代理人型）

この形態では、ライセンス会社はプールされる特許の特許権者の代理人として振舞うため、あくまでプールされる特許権の特許権者たるライセンサ企業が主体となって、ライセンシ企業と契約を結ぶこととなる。この関係を示すのが図６である。

図６：代理人型ライセンス会社によるパテントプール

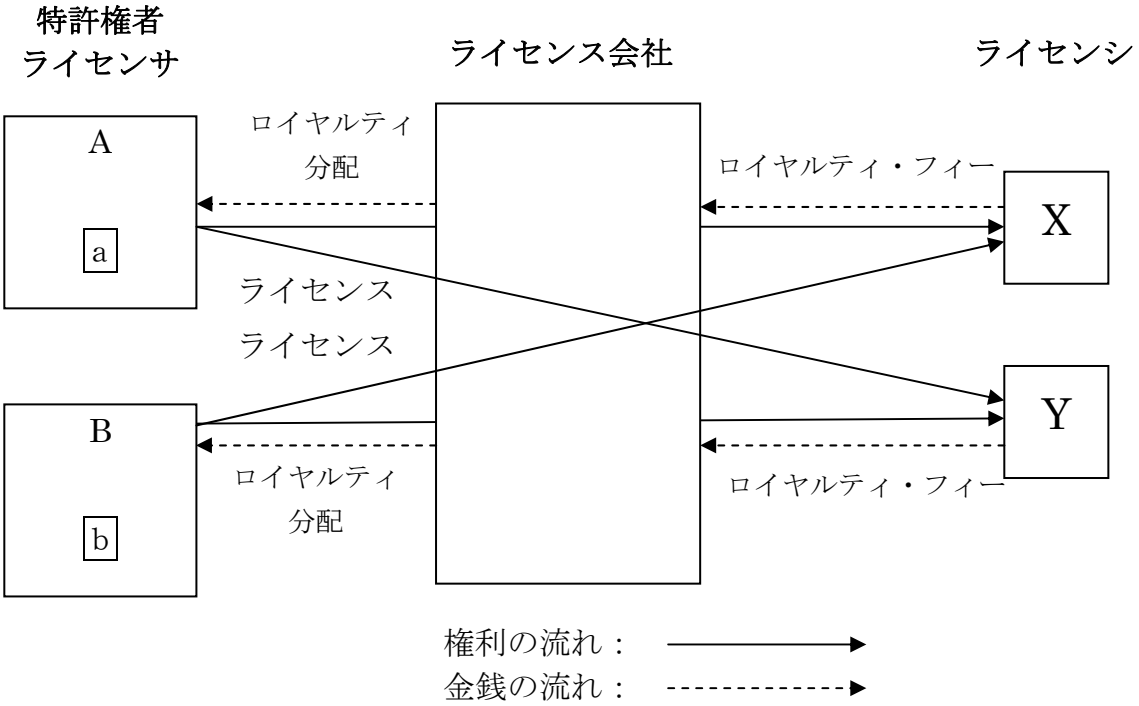

２つの形態における契約内容は、共通する部分と異なる部分があるので、これらを分けて説明する。

① 両形態に共通する契約内容

両形態に共通する契約としては、まずプールされる特許権の保有者であるライセンサ間で合意される契約があり、その内容は、

ア）パテントプールの実施許諾条件
イ）得られたロイヤルティの分配条件
ウ）ライセンス会社の関与および選定
エ）必須特許の選定方法および鑑定者
オ）新規ライセンサ加入・承認の条件・手続き

などにわたることとなる。

つぎに共通する契約は、ライセンサとライセンス会社との間の契約であり、

ア）ライセンス活動の業務委託・受託（具体的業務内容は、当事者型か代理人型かにより変化する）
イ）当該ライセンス活動の具体的内容・範囲
ウ）ライセンス会社に支払われる手数料の額または算定方法

などにわたる。

さらに、ライセンス活動の主体（誰が主体となるかは、当事者型か代理人型かにより異なる）とライセンシ企業との間のライセンス契約であり、

ア）実施許諾の合意
イ）許諾する実施権[32]の範囲
ウ）ロイヤリティ支払い条件
エ）守秘義務、契約解除条件その他の実施許諾契約に必要な事項
となる。

② 形態によって異なる契約内容

一方、形態によって異なる契約として、ライセンサとライセンス会社との関係に係る契約をあげることができる。

＜当事者型＞

ライセンス会社が当事者として関与する形態（当事者型）の場合には、特許権者とライセンス会社の間におけるサブライセンス[33]権付き実施許諾契約が結ばれ、ライセンス会社が主体となってライセンシ企業との間でライセンス契約が結ばれることとなる。

＜代理人型＞

これに対し、ライセンス会社が代理人としてライセンス契約に関与する形態（代理人型）では、ライセンサ企業とライセンス会社との間の契約は、あくまでライセンス会社が交渉代理人となる委託・受託契約である。このため、この形態においては、ライセンシ企業との間でライセンス契約を行う主体はライセンサ企業のままということになる。

以上のような事情により、ライセンシ企業から見た場合の、ライセンスを受ける相手方が、形態により異なることとなる。

＜当事者型＞

当事者型の場合、ライセンシ企業がライセンス契約の相手方（すなわち契約書上のライセンサ）とするのは、ライセンス会社になる。より詳しく言うと、各ライセンシ企業は、ライセンス企業からサブライセンス権を得ているライセンス会社との間でライセンス契約を結ぶこととなる。

＜代理人型＞

一方、代理人型の場合には、各ライセンシ企業が契約の相手方となるのはライセンシ企業である。実務上、一連の契約事務における相手方となるのはライセンス会社であるが、これはあくまで代理人としての行動であり、契約書上の相手方はライセンサ企業なのである。

6 ライセンス会社の役割

ライセンス会社の法律上の位置づけは、ライセンス契約への関わり方が当事者型か代理人型かにより異なるものとなるが、ライセンス会社の実務上の役割については、両者において大きく変わるところはない。ライセンス会社に期待されている役割は大きく分

32 特許発明を実施するための権利。ライセンスとも呼ばれる。
33 実施するための権利（ライセンス）を取得したものが、さらに第三者に対して与える実施権。再実施権とも呼ばれる。

けると（1）ネゴシエーション、（2）ロイヤルティ・マネジメント、（3）マーケティング、（4）ソリューションの提供、の 4 領域に分類することができる。

（1）ネゴシエーション

ネゴシエーションとは、ライセンシ候補企業の発掘、パテントプールへの参加の交渉、説得にかかる業務を指す。ライセンス会社のネゴシエーション能力は、パテントプール運営の成否を決定する主要因となる。したがって、ライセンス会社の具体的な構成は、極めて慎重に決定する必要がある。国際的に利用される技術である場合には、世界中のライセンシ候補企業にアプローチできるようなネットワークや支社を有しているか（あるいは、有することができるか）、という観点での検討も必要となる。

（2）ロイヤルティ・マネジメント

ロイヤルティ・マネジメントとは、パテントプール内のロイヤルティ・フィーの徴収と配分の業務を指す。

徴収については、ライセンシ企業各社の実施状況に応じたロイヤルティ・レポートの確認と、契約条件に従ったロイヤルティ・フィーの支払い状況を管理する必要がある。

一方で、徴収したロイヤルティ・フィーは、あらかじめライセンサ企業間で定められた条件にしたがって配分する業務が発生する。この配分条件については後述するが、関係者が多数であり、供出している特許権の件数、国内実施と海外実施など、具体的配分のために考慮すべき要因は多岐にわたるため、大きな負担が発生する業務となる。

（3）マーケテイング

ライセンス会社は、パテントプールが成功裡に運営されるよう、プールに対するロイヤルティ・フィーの支払いが最大化するよう努力する義務を負うことが求められる。このためには、ライセンシ候補企業の発掘、効率的な交渉と契約締結においてどのような規模で関連する商品が製造、販売されているのか、ライセンシ企業に依存せずに、独自ルートで把握することが重要である。また、ライセンシ候補企業の発掘においては、パテントプールにかかる技術（多くは標準技術）ないしプールされている特許権が、今後利用され得る領域を予測することも重要な観点となる。

（4）ソリューションの提供

パテントプールは、利害の異なる多数の関係者間で結ばれた契約の束であり、極めて微妙なバランスの上に成立するものである。このため、成立当初からの事情変更が生じた場合に、契約条件を更改することについては抵抗が生じ得る。とりわけ、ロイヤルティ・フィーの料率については、当然のことながらライセンス企業とライセンシ企業の利害は対立する。さらに、同じライセンス企業であっても、自らライセンシ企業の立場にもなる実施企業（メーカー）と、研究専業企業（特許権を供出するのみで、自らは製造、販売を行わない企業）とでは、条件変動の影響が異なることとなり、条件更改の提案に対する反応も異なるものとなる。

このような状況を前提として、いったん問題が発生した場合、ライセンス会社には、

中立の立場から、すべての関係者が納得するようなソリューション（解決策）を提案し、問題を収拾することが期待されている。

この点からも、ライセンス会社の実質的運営者には、中立性、ソリューション提供能力、関係企業からの信頼などが求められることとなる。

7　対象特許の選定

プールされる特許は、関連する技術標準（規格）に対する必須特許である。これは、仮に必須でない特許をもプールし、一括してライセンスするスキームを採用する場合、いわゆる「抱き合わせ販売」[34]として、独占禁止法当局から排除されるリスクがあるためである。ところで、必須特許には、「技術的必須特許(Technically Essential Patents」と「商業的必須特許(Commercially Essential Patents)」という二つの概念が存在する。

「技術的必須特許」とは、技術標準を実施する場合に、必ずその特許に係る技術を実施することになるような特許を指す。この関係は、通常の侵害訴訟において、被疑物品と特許請求の範囲との関係を判断する場合と同様に判断され得る。

これに対し「商業的必須特許」とは、技術標準を実施するに当たり、技術的には迂回することができる場合であっても、スペックの確保やコスト等の商業的観点から、事実上当該特許を実施せざるを得ないような特許をさす。

やや特殊な類型として、選択的に必須特許に含まれる特許も存在する。パテントプール形成後の技術的進歩が著しく、技術標準を実現する他の特許が出願した場合には、既存の必須特許が必ずしも必須とは言えなくなる場合に考慮する必要性が生じる。このような選択的な必須特許の実例として、W-CDMA パテントプラットフォームを挙げることができる。

現在のように経済がグローバル化した状況においては、通常、全世界の特許がプールの対象となる。したがって、パテントプールの必須特許を定めるにあたり、特定国における特許のみならず、これに対応する外国特許を含む特許群（パテントファミリー）の扱いについても検討を要する。

必須特許としてプールされるパテントファミリーは、通常の場合、世界のどこかの国で登録済の必須特許と、この必須特許に対して同一の優先日と実質的に同一の権利内容を有する他国の登録済または出願中の特許、から構成される。

8　ロイヤルティの決定と分配

（1）　ロイヤルティの決定

ほとんどのパテントプールにおいて、ロイヤルティは価格に対するパーセンテージではなく、固定値（１台あたりの金額）として決定されている。その背景には、必須特許をパッケージで実施する場合の当該特許の価値（すなわち支払われるべきロイヤルティ）は、販売価格にかかわらず一定であるとの理念があるとされる。また、現実問題として、個別製品の販売台数を把握することは容易であるが、販売価格については相当困難であるという事情もある。

代表的なパテントプールの適用ロイヤルティを表１に示す。

34 独占禁止法第２条第９項

表１：代表的パテントプールの適用ロイヤルティ

技術の重要性	パテントプールの名称	代表機種（出荷価格）	適用ロイヤリティ	換算ロイヤリティレート
基盤技術	MPEG2	DVD（100 ドル）	2.5 ドル／台	2.5%
	DVD-6C	同上	3.0 ドル／台	3.0%
	DVD-3C	同上	3.5 ドル／台	3.5%
	3G パテントプラットフォーム	第三世代携帯電話（250 ドル）	2～4 ドル／台	1.2%
改良技術	G.729	第二世代携帯電話（200 ドル）	1.5～0.3 ドル／台	0.4%
付加価値技術	MPEG4 ビジュアル	第三世代携帯電話（250 ドル）	0.25 ドル／台	0.1%
	AVC/H.264	第三世代携帯電話（250 ドル）	0.25 ドル／台	0.1%
	IEEE1394	PC（500 ドル）	0.25 ドル／台	0.05%
	MPEG4 オーディオ	第三世代携帯電話（250 ドル）	0.5～0.12 ドル／台	0.12%
注）出荷価格は変動が大きく参考値である。適用ロイヤリティに幅のあるものは中間値を取った。				

出所：加藤恒(2006)、「パテントプール概説」発明協会、p63

この表の作成者である加藤恒氏によれば、最右欄の換算ロイヤルティレートについて、基盤技術ではおおむね 1-3%であって、「一般の量産品（ラジオ、テレビその他の通信音響機器）に対する個別の特許ライセンス契約の平均的適用実施料率とほぼ符合する」ものとなっている。また、付加価値技術では 0.1%とするものが多く、必須特許を実施するのに加え、これらの技術を採用、実施する場合に別途ライセンスを受けても、コスト負担が極端に大きくならないように設計されていることがわかる。

結果として、現存のパテントプールは、加藤氏が常々言及されている「必須特許全体としての RAND 条件」を十分に意識して設計されているということができる。

（２） ロイヤルティの分配

ロイヤルティの分配には、大きく 3 通りの手法がある。すなわち、分配の根拠をそれぞれ、①必須特許数、②属地における実施の有無、または③市場シェア、に求める手法である。

① 必須特許数に基づく分配法

文字通り、必須特許に選定された特許の数に基づいて（通常は比例して）、必須特許

権者がロイヤルティを分配する方法である。一般論として、実施に対する貢献の度合いは、特許権の質により異なっており、数を根拠とすることに違和感を有するとする意見もあろうが、そのような質の監査に金銭的、時間的コストをかけて総配分額を減らすことよりも、簡便かつ客観的基準に基づく配分を志向する場合に、この手法は適している。

② 属地における実施の有無に基づく分配法

必須特許が属する国の市場において実施（製造または販売）が行われたかどうかにより分配比率を定める手法であり、country-by-country の原則と呼ばれる。特許権と経済活動がグローバルに分布するため、金銭の授受に関し、各国税務当局に一定の合理性を説明することを意識する場合に、この手法が採用され得る。

より具体的には、

i) 必須特許が属するある一国内で実施が行われた場合は、当該国の必須特許権者が当該実施に係るロイヤルティを分配する。

ii) 必須特許が属する二国にまたがって実施された（たとえば、A 国で製造され、B 国で販売された）場合は、A 国の必須特許権者と B 国の必須特許権者とで、50%ずつ分配（し、さらに、各国で分配）する。

iii) 必須特許権が属する国と属さない国にまたがって実施された場合は、必須特許権が属する国の特許権者が当該実施に係るロイヤルティを分配する。

ということになる。MPEG2 パテントプールではこの手法が採用された。

③ 市場シェアに基づく分配法

ライセンス会社の調査に基づく各社の市場シェアと、各国における各社の必須特許保有数との積に基づき、ロイヤルティを配分する手法である。②の手法と比べ、実施者の製造、販売に関する申告負担が減るメリットがある一方で、市場シェアの調査負担と信頼性について問題が生じる可能性がある。3G パテントプラットフォームではこの手法が採用された。

9 ロイヤルティからの控除項目

パテントプールに参加しているライセンシから支払われたロイヤルティは、その全てがライセンサに分配されるのではなく、控除される項目がある。

一つ目は、ライセンス会社の手数料であり、パテントプールの規模によるが、多くの場合ライセンス収入の 5 -20%程度であるとされる。この項目は、ライセンス会社に業務を委託する以上、必ず発生する控除項目となる。

二つ目は、パテントプール創設時のメンバに対するインセンティブの支払いである。パテントプールの創設には、時間的、費用的負担が発生するため、これを補填する目的で創設当初のメンバに支払われるインセンティブ報酬が控除される場合がある。もっとも、これは必須の控除項目というわけではないが、パテントプールの成立には重要な項目となる。

三つ目は、訴訟発生に備える準備金の積み立てである。パテントプールに不参加の第三者が、プールされている必須特許権を侵害した場合、通常は必須特許権者全体の利害にかかわる問題として、共同訴訟と提起することが多い。そのための訴訟費用を予め控除しておくものである。

Ⅱ　パテントプールの具体例

本章では、現在有効なパテントプールのうち主要なものとして、成功したパテントプールのリーディングケースとなり、規模も大きいMPEG2パテントプールと、3Gパテントプラットフォームを紹介する。

＜MPEG2パテントプール＞

1 ライセンス会社設立の背景

MPEGとは、もともとISOとIECの合同専門委員会(Moving Picture Experts Group)の名称である。同委員会は1990にMPEG2の要求仕様を決定し、1994年にMPEG2 Recommendation on S-13818として、テレビ放送向けの伝送に使用するビデオおよびオーディオに関する規格をまとめた。MPEG2の規格は、自由な議論に基づいて定められた結果、技術的に理想的なものとなった反面、特許の問題が脇に置かれていたため、最終段階でその対応が集中的に検討されることとなった。

1993年の段階でMPEG委員会は、必須特許をワンストップのライセンスにより実施できるようにする方策を検討することが望ましい、とのスタンスを定めた。このスタンスに基づき、特許問題に関する自発的な検討組織として、MPEG IPR WGが召集、開催された。議長のBaryn S. Futa氏の推薦により特許調査の主任となった米国特許弁護士のKenneth Rubenstein博士の尽力により、MPEG2の必須特許20数件が抽出された。これら必須特許の保有者（ソニー、富士通、松下電器産業、三菱電機、Columbia University、AT&T Corporation（現Lucent Technologies Inc.）、General Instrument Corporation、Scientific Atlanta Inc.、Philips Electronics NV.）には、ライセンス意思の有無の表明と同WGへの参加が要請された。これら9団体の必須特許権者による審議の結果、①特許をプールする機構を採用すること、②そのために独立系のライセンス会社の設立が必要であること、③各必須特許権者はライセンス会社にサブライセンス権を与え、希望する全ての第三者には、公平かつ一律の条件で全世界にわたる実施権を許諾すること、④プールする特許は必須特許に限ること、が合意された。

この結果、1996年５月にMPEG IPR WGの構成企業のうち、AT&Tを除く8社が共同出資する形でライセンス会社MPEG-LA (MPEG Licensing Administrator, LLC)が設立された（AT&Tは、独占禁止法への懸念から、ライセンサとしてもパテントプールに参加しなかった）。同WGは日米欧の各独占禁止当局に対し、形成するパテントプールが独占禁止法に違反しないことを事前に確認することができたことから、1997年7月からライセンス活動が開始された。

MPEG-LAは現時点で、MPEG-2関連では33件の特許サブライセンス権を保有し、一括ライセンス契約の基礎としている。パテントプールに参加しているライセンサが将来、必須特許を取得した場合には、他の必須特許と同様にプールし、この一括ライセンスに含めることとなっている。

2 ライセンスの機構と条件

ライセンス機構の概要を図７に示す。MPEG-LAは、第Ⅰ章で述べたライセンス会社の形態のうち当事者型を採用したものであり、ライセンス会社がサブライセンス権を保有するため、機動的な運営が可能となっている。

図７：MPEG2パテントプールのライセンス機構

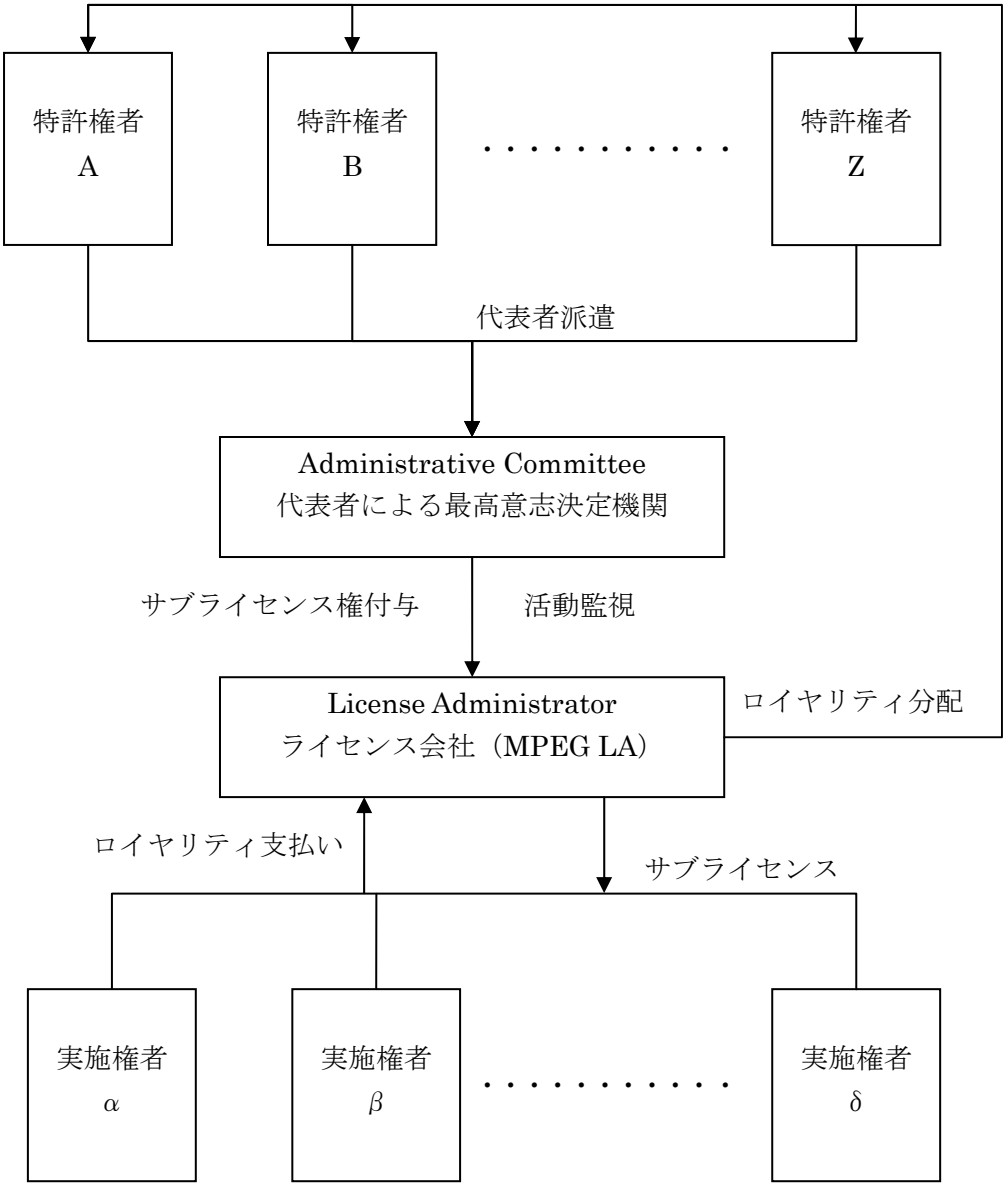

出所：加藤恒(2006)、「パテントプール概説」発明協会、p117

設立当初の規定では、一括ライセンスの期間は1994年6月1日から2000年１月１日までで、その後は５年ごとに更新することとなっている。更新時には、ライセンス条件に変更があるとしてもロイヤルティが25%以上引き上げられることはない旨も定められている。

設立時の合意事項として、ライセンス開始時には機器一台あたりのロイヤルティを４ドルとすることが定められていたが、その後、2.5ドルに引き下げられている。

また、必須特許を供出して無防備となっている既存のライセンサを保護するための規定がある。

ひとつは、パテントプールにライセンシとして参加する者が必須特許を保有している場合には、その必須特許をプールしてライセンサの立場となるか、必須特許１件あたりの実施料率を基準とした条件で、ライセンサにグラントバックすることを定めるものである。

さらに、ライセンシがライセンサに対して、（必須特許ではないがMPEG２に関連する）特許権の行使を行った場合、訴えられたライセンサは、当該ライセンシに対する限りにおいて、プールした必須特許のライセンスを解除することができる旨も定められている。

3 ロイヤルティの分配

MPEG2パテントプールでは、ロイヤルティの配分は、第Ｉ章で述べた分配法のうち「属地における実施の有無に基づく分配法」による。そのため、ライセンシは対象製品の製造、販売について、実施国と数量をロイヤルティ・レポートしてMPEG-LAに報告することとなっている。

4 現状

MPEG2パテントプールは、2009年１月現在、ライセンサ数25社、ライセンシ数1414社にまで拡大している。

なお、MPEG-LAは、その後MPEG4規格（動画、音声全般をデジタル化するための規格）についても、ライセンス会社としてパテントプールを運営している。

＜3G パテントプラットフォーム＞

1 形成の背景

3G とは、3rd Generation（第三世代）の移動体通信システムのことであり、国際電気通信連合(ITU) において IMT-2000 (International Mobile Telecommunication 2000)として合意された企画案が、3G の世界共通規格方式の始まりである。

第二世代における移動体通信の規格は日、米、欧で異なっており、また、第三世代の標準化の検討過程における、W-CDMA 方式を推す Ericsson 社と cdma2000 方式を推す Qualcom 社との特許を巡る対立と和解という経緯のため、さらに、技術革新のスピードが速い分野でもあることから、必須特許が多数存在する場合の、標準化と特許の問題を解決する仕組みとして参考になる事例である。

2 形成の経緯

必須特許が多数に及ぶことが予想される中で、1998 年に 3G 規格の移動体通信機器メーカ約 30 社が自発的に組織した UMTS(Universal Mobile Telecommunication System)IPR 作業部会において、必須特許の取扱いが検討された。

この作業部会において様々な対応策が検討される中で、事業者にとって商業的に合理性があるものとすることができるロイヤルティの上限が 5%であるとの専門家の調査結果を採用することとした。

さらに、パテントプラットフォームという開放的な機構を採用することとした。これは、参加を望む特許権者とライセンシの合意により選任される特許評価機構が必須特許を認定し、参加者は一定の標準ライセンス条件に基づく契約を締結するという仕組みである。さらに、ライセンシが支払うロイヤルティの合計が上述の 5%を超えないようにすることとされた。ただし、当事者が合意する場合には、標準ライセンス条件によらないクロスライセンス契約等を締結することもできることとした。

この特許評価機構は、予め日、米、欧、韓、中の特定の事務所に所属する弁護士、弁理士の中から、移動体通信分野に詳しい 3 名の弁護士、弁理士を選任してパネルを構成し、このパネルが、申請のあった特許が 3G 規格にとって必須出るか否かを判定することとなる。

パテントプラットフォームはパテントプールとは異なるシステムであるが、多数の特許権をパッケージでライセンスするシステムであるため、独占禁止法上の問題をクリアする必要がある。日、米、欧の各独占禁止当局に対し事前審査手続を行ったところ、米国司法省から 2 点の懸念が示された。それは、①ライセンシがライセンス条件の決定に関与することは特許の価値を不当に低下させる恐れがある点、および②IMT-2000 に含まれる 5 つのサブ規格は、それぞれ固有の必須特許を有するにもかかわらず、それらの全てをひとつのパッケージにする点が技術競争を阻害する可能性がある、というものであった。この結果、これらの指摘に対応した変更を加え、5 つのサブ規格を分離した形で 3G パテントプラットフォームの構成が決定された（図８）。

図８：3G パテントプラットフォームの構成

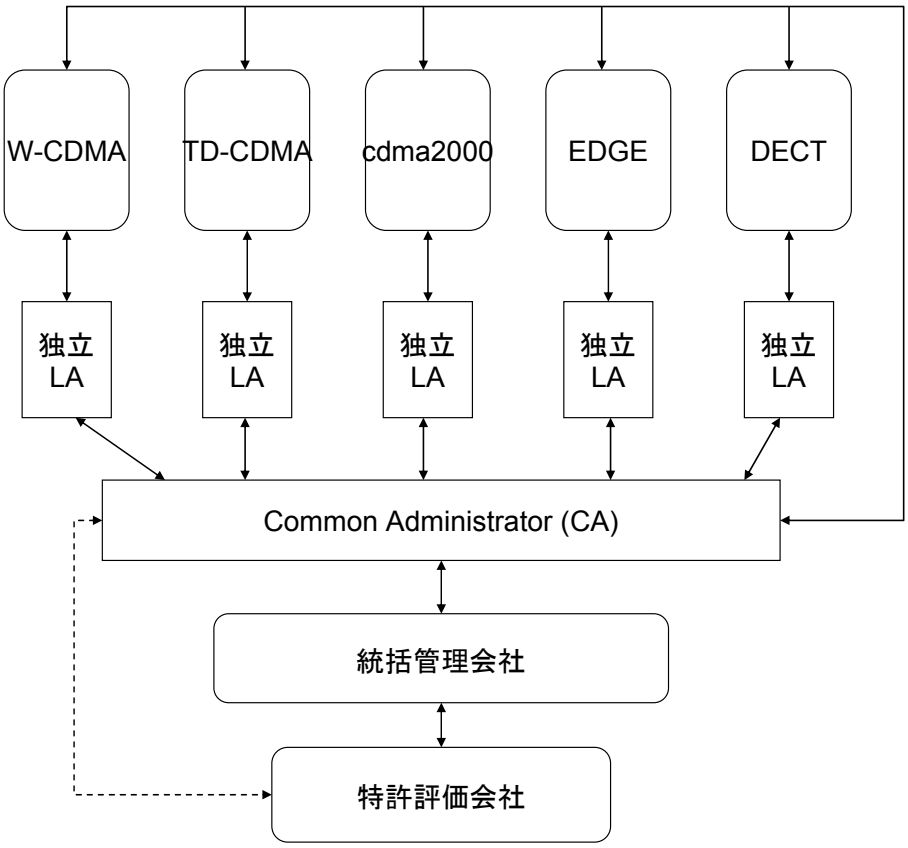

出所：加藤恒(2006)、「パテントプール概説」発明協会、p131

3 パテントプラットフォームの構成

5 つのサブ規格のうち、W-CDMA プラットフォームが最初に設立された。この際、ライセンシが各必須特許権者と個別に標準ライセンス契約を締結するかわりに、複数の特許権者が保有する必須特許を一括して共同ライセンスシステムも選択可能とされた（図９）。

標準ライセンス契約においては、必須特許１件当たりのロイヤルティ率（標準ロイヤルティ率。SRR：Standard Royalty Rate）が工場出荷額の 0.1%とすることが定められた。ただし、参加者双方が必須特許を保有している場合には、件数の少ないほうの参加者が支払うべきロイヤルティは相殺される。

さらに、支払額の上限を 5%とするために、前述のように最大累積ロイヤルティ率（MCR: Maximum Cumulative Royalty）という概念を定め、多数の必須特許を実施する場合に単純にロイヤルティを累積すれば 5%を超過するような場合には、それを一律に 5%とみなし、その場合の必須特許権者が対応する特許の件数に比例した取り分を受け取る構成とされた。

図９：3G パテントプラットフォームのライセンス機構

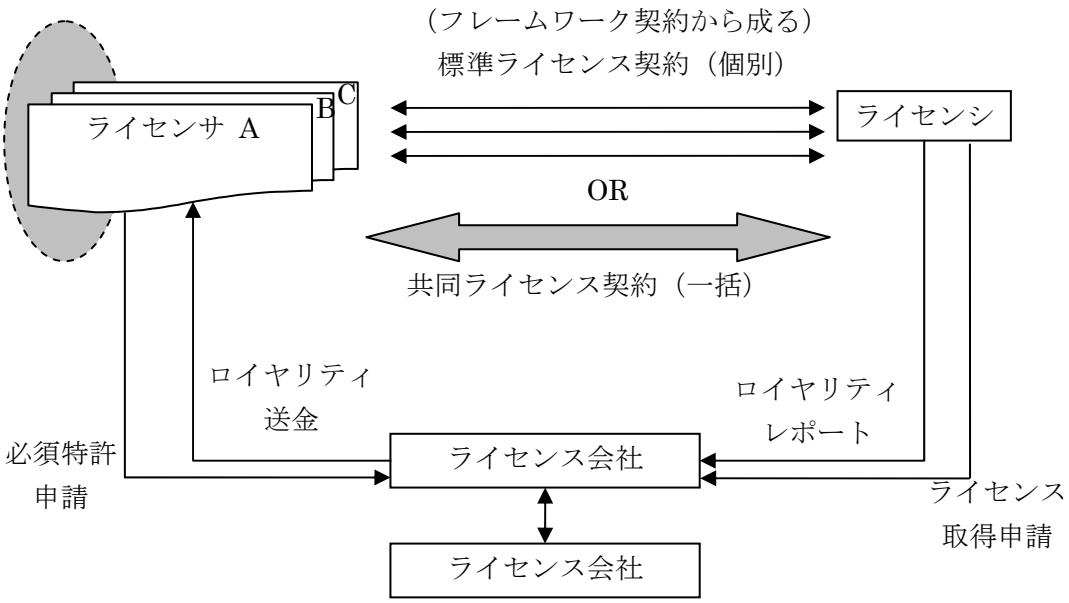

出所：加藤恒(2006)、「パテントプール概説」発明協会、p133

Ⅲ　パテントプールの課題

ここまで説明してきたように、パテントプールはその参加者に様々なメリットをもたらすシステムであるが、未だ解決されていない課題も残っている。ここでは、代表的な課題を紹介する。

1 アウトサイダー問題

アウトサイダーとは、パテントプール設立時に参加していない必須特許保有者を指す。具体例的には、MPEG2 におけるルーセントと IBM、DVD-3C 及び 6C におけるトムソン、3G におけるクアルコム、モトローラ、エリクソン、ノキアなどがこれに該当する。

MPEG2 におけるルーセントおよび IBM は、パテントプールに参加していないが、プールの各メンバとの個別ライセンス契約を行うスタンスを取っている。このため、規格を実施しようとする者は、実施が不能ではないものの個別ロイヤルティおよび契約の負担が発生することとなる。

DVD におけるトムソンは、標準化の議論に参加したものの、パテントプールには参加しなかった事例である。

このような場合、アウトサイダーはパテントプールに参加した必須特許権者よりも有利な条件で必須特許をライセンスすることができるため、パテントプールの形成、参加のインセンティブを損なう問題が発生する。

その他、必須特許を保有していること、または出願中であることを隠す者があった場合には、次に説明するホールドアップ問題が発生する。

2 ホールドアップ問題

当初、技術標準の策定の議論に参加していた者が、必須特許を保有している事実を意図的に隠し、または出願中の案件に手を加えたり継続出願を行ったりすることにより事後的に必須特許を取得し、かつ、パテントプールに参加しないことにより、技術標準が確立した後になって実施者に対し特許権を行使する行為をホールドアップという。具体的には、デル・コンピュータ同意審決事件、JPEG 事件、Rambus 社事件などがこれに当たる。

＜デル・コンピュータ同意審決事件＞

多数のコンピュータハード／ソフト・メーカーが加入する標準化団体 VESA（Video Electronics Standards Association）にデルが加入した後、VESA はビデオ集約ソフトの規格である「VL-bus」を採択した。VESA はメンバー企業に対し、規格に関連する特許の開示を義務付けていたが、VL-bus 規格の採択手続きの中でデルの代表者は、自分の知る限りこの規格はデルが保有する特許を侵害しない旨、書面で示していた。各社がこの規格を用いた商品を大量に売り上げた後になってデルは、VL-bus カードの実施が自社の関連する特許（481 特許）を侵害するものであるとして、VESA 加盟の数社に

対し、特許料の支払いを要求した。連邦取引委員会（FTC）は、デルの行為が FTC 法第 5 条（不当な競争制限）に違反する疑いがあるとして調査を開始したところ、デルは、違反行為を自認するものではないとの前提で、同意判決による和解に合意した。

合意判決の概要は、①以後 10 年にわたり 481 特許の権利行使をしないこと、②481 特許を含め、今後 10 年にわたりホールドアップ行為を行わないこと、③同意命令のコピーを VESA メンバー、警告した相手企業および以後参加する標準化機関に配布し、デル内に周知すること、④これらについて FTC の監視下に入ること、を骨子とするものであった。

＜JPEG 事件＞

ISO/IECにおける画像圧縮方式JPEG(Joint Photographic Experts Group)の標準化活動においては、参加各社が関連する特許につきライセンス・フリーとすることについて口頭で合意していたことから、画像圧縮技術（ISO/IEC規格)として広く普及していた。

標準化活動に当初から参加していたCompression Labs社から、Forgent Networks社の子会社Vtel社が関連する特許（672特許）を購入したことを背景に、2002年7月にはForgent Networks社がJPEGを利用する30社以上の企業に対し、672特許の侵害であるとしてライセンス料の支払いを要求した。

ホールドアップ行為を直接禁止する法的根拠がないため、特許権の有効性が論点となり、JPEG委員会とRuedi Seilerベルリン工科大学教授の意見書として、JPEG規格にとって当該特許は必須でないとの鑑定を行った。ただし、複数の有力企業がライセンス料支払いを合意した。

＜Rambus 事件＞

Rambus 社は、メモリー技術の標準化団体である JEDEC(Joint Electron Device Engineering Council)加入していた。JEDEC は標準化会合に出席した企業は成立後の特許のみならず「出願中の特許も公開する」ことを原則としていたが、これは明文化されていない、いわば紳士協定であった。

JEDEC 標準の確定後に成立した特許に基づき、Rambus 社が当該標準を利用している複数企業を提訴したことに対し、FTC 法第 5 条（不当な競争制限）に違反するとして審理が行われたが、JEDEC におけるルールの不備が、同社の行為に対する違法性の判断に影響を与えた結果、審理の方向性が二転三転した末、2006 年に FTC は全会一致で Rambus が違法であると決定した。

以上のような問題は、標準化団体が定めるパテントポリシーに、必須特許権をプールすることに対する強制力がないことに起因して発生するものである。

ホールドアップを行う者は多くの場合、開発専業企業や特許管理会社等であって製品の製造を行っていないため、パテントプールの必須特許権者であってもクロスライセンスによる対応ができない点で、規格利用者は対応に苦慮することとなる。

アウトサイダー問題、ホールドアップ問題は、標準化活動の成否に係わる問題である

ため、日本の公正取引委員会は 2005 年に公表した（2007 年に改定）「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」の中で、アウトサイダーの存在を前提とするパテントプールのあり方についても若干の考え方を示している。

Ⅳ　パテントプールを理解するための基礎知識

知的財産推進計画

知的財産基本法第 23 条に基づき政府・知的財産戦略本部が決定する行動計画。2003 年 7 月に正式名称「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」として公表されて以来、毎年改訂されている。

ヤングレポート

1985年に、米国大統領の諮問委員会「産業競争力委員会 : President's Commission on Industrial Competitiveness」により公表された、米国の競争力に関する報告書。正式名称は「Global Competition The New Reality」だが、委員長のJ. A.Young氏の名にちなんで、ヤングレポートと呼ばれる。新技術の創造や実用化、保護などを提言したことから、米国の政策をプロパテントにシフトさせる契機になったとされる。

特許法

発明者に所定期間特許権を付与して発明者を保護し、これにより産業の発達を図るために制定された法律。その目的は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することである。
出所　http://www.jpo.go.jp/dictionary/

特許権

新規な発明を創作した者に、その発明の公開の代償として与えられる独占権。特許権を取得するためには、特許庁に特許出願を行い、審査を経て設定の登録を受けなければならない。主な登録の要件として新規性、進歩性などがある。設定登録された発明は特許発明と呼ばれる。特許発明の技術的な範囲は、特許請求の範囲に基づいて定められることとされている。

特許権侵害

特許請求の範囲の記載に基づいて定められる、特許発明の技術的範囲に含まれる技術を、特許権者に無断で権限なく実施する行為。

間接侵害

特許権の侵害には文言上該当しないものの、実質的に特許権侵害と同視できるような行為をさす。より具体的には、例えば、他人が特許製品の生産にのみ用いる物を生産、販売等すること（特許法第 101 条１項）、特許製品の本質部分の部品等について、特許権侵害に用いられることを知りながら生産、販売等すること（同条第２項）、特許方法の使用にのみ用いる物を生産、販売等すること（同条第４項）など。

実施権（ライセンス）

特許発明を実施するための権利。ライセンスとも呼ばれる。

サブライセンス

実施権を取得したものが、さらに第三者に対して与える実施権を再実施権（サブライセンス）という。

グラントバック

ライセンシがライセンスを受けている特許技術の改良技術等について特許を取得した場合に、ライセンサに対してその改良技術等を実施する権利を与えること。

ロイヤルティ（実施料）

特許発明の実施権を得る対価のこと。ライセンス料とも呼ばれる。通常は、製品価格に対するパーセンテージ、または一単位あたりの金額として決定される。

裁定実施権（強制実施権）

法律上の手続により強制的に設定される通常実施権。（１）３年以上不実施、利用発明における特許庁長官の裁定によるものと、（２）公共の利益のための経済産業大臣の裁定によるものとがある。 ドーハ閣僚会議の宣言では、HIV/AIDS 等も強制実施権を認める際の条件となり得るとなっている。

出所　http://www.jpo.go.jp/dictionary/

独占禁止法

私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする法律。独占権を発生させる特許法との調整のために、特許法等の産業財産権に基づく権利行使には独占禁止法を適用しない旨の規定がある（第 23 条）。

公正取引委員会

独占禁止法を運用するために設置された行政委員会。委員長と４名の委員で構成される合議制の機関で、他から指揮監督を受けることなく独立して職務を行う。内閣府の外局。

TRIP s 協定（知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定）

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定の附属書ＩＣに規定される協定。内容として、特許、意匠、商標、著作権、集積回路の回路配置、非公開情報の保護等、広範な知的所有権について保護基準を定める保護規範と、知的所有権の行使に伴うルールを定めている。

出所　http://www.tokugikon.jp/dic/index.html

WTO/TBT 協定[World Trade Organization:世界貿易機関、（Agreement on) Technical Barriers to Trade:貿易の技術的障害(に関する協定)]

標準化を含む基準認証制度に関する国際的な枠組み。各国の基準認証制度｛強制規格（強制法規における技術基準)、任意規格、適合性評価制度｝が正当な目的（安全、健康保護等）を達成するために必要である以上に貿易制限的でないことの確保を目的とし、そのため、規格等作成の際の透明性の確保、国際規格の使用、制度適用に当たっての内外無差別原則等を義務づけている。

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

ADR（Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争処理）

判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、あっせんなどを意味する。裁判による解決が法を基準として行われるのと比較すると、ADR は、必ずしも法に拘束されず、紛争の実情に即し、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

日本知的財産仲裁センター

日本弁理士会と日本弁護士連合会が 1998 年 3 月に工業所有権の分野での紛争処理を目的として「工業所有権仲裁センター」という名称で設立し、同年 4 月 1 日より運営を開始した ADR（裁判外の紛争解決手段）機関。

2000 年 8 月に社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（ＪＰＮＩＣ）と協定を締結しＪＰＮＩＣに登録しているインターネットで使用するＪＰドメイン名の紛争を解決するための「ＪＰドメイン名に関する認定紛争処理機関」になり、また 2001 年 4 月に名称を「日本知的財産仲裁センター」に改め業務範囲を工業所有権（産業財産権）から知的財産権に拡大した。

出所　http://www.ip-adr.gr.jp/enkaku/index.html

日本弁護士連合会

日本国憲法の制定にともない戦後の司法制度が改革されるなかで制定された「弁護士法」に基づいて 1949（昭和 24）年 9 月 1 日に設立され、全国 52 の弁護士会と個々の弁護士、外国法事務弁護士などで構成される連合組織。

出所

http://www.nichibenren.or.jp/ja/jfba_info/organization/nichibenren.html

日本弁理士会

日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責に鑑み、弁理士の品位を保持し、弁理士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督を行うことを目的とし （弁理士法第 56 条)、研修を通した会員の能力研鑽と向上、産業財産権制度の研究と普及活動など多様な活動をしている。また、弁理士の登録に関する事務を行っている。

出所　http://www.jpaa.or.jp/about_us/about/

標準

標準化により制定される取決め。規格ともいう。強制的なものと任意のものが存在し、一般的には任意規格を指す。

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

標準化

実在又は潜在の問題に関し、与えられた状況の下で最大限の秩序を実現するため、共通かつ繰返し使用するための取決めを確立する活動。（ISO/IEC ガイド 2）

自由に放置すれば多様化、複雑化、無秩序化する事柄を少数化、単純化、秩序化する行動。具体的には、様々な「もの」や「事柄」について、「品質・性能の確保」、「安全性の確保」、「互換性の確保」、「試験・評価方法の統一」等を目的に、一定の基準を定めること。

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

デファクト・スタンダード

事実上の標準。個別企業や企業連合等の標準が、市場の取捨選択・淘汰によって市場で支配的となったもの。

（例: VTR (ベータ vsVHS)、パソコン OS (Windows vs MacOS)）

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

デジュール・スタンダード

公的標準。公的で明文化され公開された手続きによって作成された標準。国内規格や国際規格は、この一つ。

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

フォーラム規格

関心のある企業等が集まってフォーラムを結成して作成した標準。公的ではないが、「デジュール標準」のような開かれた手続きをもつ。特に、先端技術分野の標準を作成する場合によく利用される。（例: DVD-ROM 等）

出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

規格

与えられた状況において最適な程度の秩序を達成することを目的に、諸活動又はその結果に関する規則、指針又は特性を、共通的に、かつ、繰り返し使用するために定める文書であって、合意によって確立され、かつ、公認機関によって承認されたもの（ISO/IEC17000 の定義）。

産品又は関連の生産工程若しくは生産方法についての規則、指針又は特性を一般的及び反復的な使用のために規定する、認められた機関が承認した文書であって遵守することが義務づけられていないもの。任意規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくは

ラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。（任意規格: WTO/TBT の定義）
出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

JIS（Japanese Industrial Standards:日本工業規格）
工業標準化法に基づいて制定される標準。鉱工業品の品質の改善、生産能率の増進、生産の合理化、取引の単純公正化、使用、消費の合理化を図る等を目的として、鉱工業品の種類、形式、寸法、構造、品質等の要素、また、鉱工業品の生産方法、設計方法、使用方法等の方法、若しくは試験、検査等の方法その他について規定するもの。
出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

IEC（International Electrotechnical Commission:国際電気標準会議）
代表的な国際標準化機関の一つで、電気・電子技術分野に係る標準化を扱うもの。各国 1 会員だけが参加できる。中央事務局はスイスのジュネーブに置かれている IEC は電気及び電子の技術分野における標準化のすべての問題及び関連事項に関する国際協力を促し、これによって国際的意思疎通を図ることを目的としている。
また、国際規格開発の他に、その規格を利用して CB スキームなどの認証制度を実施している。
出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

ISO（International Organization for Standardization:国際標準化機構）
代表的な国際標準化機関の一つ。各国 1 会員だけが参加でき、国家規格機関の世界的連盟となっている。中央事務局はスイスのジュネーブに置かれている。ISO の目的は、製品やサービスの国際協力を容易にし、知的、科学的、技術的及び経済的活動分野における国際間の協力を助長するために世界的な標準化及びその関連活動の発展促進を目指すことにある。活動範囲は、国際電気標準会議(IEC)の担当する電気・電子技術規格及び国際電気通信連合(ITU)の担当する電気通信技術規格を除いたすべての分野としている。
出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

ITU（International Telecommunication Union:国際電気通信連合）
国際連合に設置された電気通信分野を取り扱う国際機関。この中の電気通信標準化部門（ITU-T）が標準化を主に担っている。
出所　http://www.jisc.go.jp/dictionary/index.html

参考文献

加藤恒「パテントプール概説」発明協会(2006)

新宅純二郎、江藤学「コンセンサス標準戦略—事業活用のすべて」日本経済新聞出版社(2008)

藤野仁三「特許と技術標準」八朔社（1998）

加藤恒「技術標準とパテントプール」、『標準化にまつわる諸問題、その現状と今後の展望』（（社）日本知財学会 2007 年度秋季シンポジウム配付資料）(2007)

江藤学「規格に組み込まれた特許の役割」『国際ビジネス研究学会年報』14 号(2008)

伊藤隆史「技術標準化プロセスでの知的財産権の行使と競争政策」知財研紀要、2007-24(2007)

清水克則「パテントプールの硬直性を克服した新しい集合ライセンス・システム—本格始動した 3G パテントプラットフォーム—」知財管理 55 巻 12 号 p1721-1732 （2005）

金正勲「技術標準化、パテントプール、そして競争政策」知財研紀要、2004-11 (2004)

加藤恒「第三世代移動体通信のためのパテントプラットフォームライセンス—技術規格必須特許に関する IPR 問題の一解決策—」知財管理 51 巻 4 号 p559-569 (2001)

隅蔵康一「大学の知的財産マネジメントと技術標準－MPEG-2 パテントプールの事例から－」『平成 11 年度　標準化と知的財産権に関する調査研究報告書』、社団法人日本機会工業連合会・財団法人知的財産研究所、p51-57 (2000)

隅蔵康一「情報通信技術の標準化における知的財産権の取扱い」（平成 12 年度・電気通信普及財団研究調査助成）(1999)

尾崎英男、加藤恒「MPEG2 パテントポートフォリオライセンス－画像圧縮標準化技術に関する特許プールの試み」知財管理 48 巻 3 号 p329-337 (1998)

公正取引委員会「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(2005)

公正取引委員会「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(1999)

「行政機関による法令適用事前確認手続きの導入について」(平成 13 年 3 月 27 日閣議決定)

日本工業標準調査会事務局「ITU/ISO/IEC 共通パテントポリシー及び実施ガイドラインの発効について」(2007)

U.S. Department Justice and the Federal Trade Commission 'Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property' (1995)
http://www.usdoj.gov/atr/public/guidehnes/0558.htm

In the Matter of *Dell* Computer Corporation, 121 F.T.C. 616 (1996)
http://www.ftc.gov/os/decisions/docs/vol121/FTC_VOLUME_DECISION_121_(JANUARY_-_JUNE_1996)PAGES_561-655.pdf#page=56

In the Matter of *Rambus*, Inc., FTC Docket No. 9302 (August 2, 2006)
http://www.ftc.gov/os/adjpro/d9302/060802commissionopinion.pdf

特　許　庁
©2009

執筆協力：東京理科大学専門職大学院
総合科学技術経営研究科
准教授　鈴　木　公　明